

RCEP協定利用方法の紹介

【輸出編／RCEP協定】



2022年7月
財務省・税関
EPA原産地センター



食品メーカーの貿易担当者Bです。RCEP協定を利用して、日本国内の工場から「梅ジャム」をオーストラリア・中国・韓国に輸出したいと考えています。輸出予定の産品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品：梅ジャム



□ 輸出先：オーストラリア・中国・韓国

□ HS番号：第2007.99号

□ 製造工程：輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。

- | | | | |
|-------|---|-------------------|----------------|
| □ 材料： |  | 01 梅 | … 国内サプライヤーが生産 |
| |  | 02 砂糖 | … 非締約国からの輸入品 |
| |  | 03 レモン果汁 | … 国内サプライヤーが生産 |
| |  | 04 水 | … 国内サプライヤーから調達 |
| |  | 05 保存料（ソルビン酸カリウム） | … 非締約国からの輸入品 |

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

輸出においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。



ステップ1． 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2． RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3． 適用される原産地規則を特定

ステップ4． 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5． 輸出面での原産地手続（輸出者・生産者による自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6． 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7． 必要に応じ相手国からの検証に対応

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続（輸出者・生産者による自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

1 HS番号（品目分類番号）とは

- HS番号とは輸出入の際に産品を分類する番号です。
- RCEP協定税率、産品が原産品であるかを判定する基準は、いずれもHS番号に基づいて設定されています。

HS番号は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められた、輸出入の際に産品を分類するコード番号です。桁数が増えるにつれ、より詳細に品目が特定されます。

HS番号は6桁からなり、世界200以上の国・地域で使用されており、輸出入共通です。
 - 各国、7桁目以降の国内細分を独自に定めています。
 日本の場合は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なっています。



👉 梅ジャムは、**第2007.99号** に分類されます。

HS番号 類（**2**桁） = 第**20**類

項（**4**桁） = 第**20.07**項

号（**6**桁） = 第**2007.99**号

野菜、果実、ナットその他の植物の部分の調整品

ジャム、フルーツゼリー、マーメイド、果実、又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

その他のもの-その他のもの

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。（54ページ参照）
- HS番号は「輸出統計品目表」（日本における輸出申告で使用）で調べることができます。
 - 税関HPホーム ⇒ 「輸出入の手続きを調べたい」タブ ⇒ 輸出入の手続きトップ ⇒ 「輸出統計品目表」
(<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>)
- HS番号（6桁まで）は世界共通、輸出・輸入共通ですが、税率は各国で異なります。

輸出統計品目表 検索画面

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品 [部注](#)

分類

第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	類注	品目表
第17類	糖類及び砂糖菓子	類注	品目表
第18類	ココア及びその調製品	類注	品目表
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	類注	品目表
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	類注	品目表

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 HS code			I	II
20.07		ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
2007.10	000	- 均質調製果実		KG
		- その他のもの		
2007.91	000	- - かんきつ類の果実		KG
2007.99	000	- - その他のもの		KG

ステップ1
完了

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1． 輸出貨物のHS番号を特定



ステップ2． RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3． 適用される原産地規則を特定

ステップ4． 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5． 輸出面での原産地手続（輸出者・生産者による自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6． 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7． 必要に応じ相手国からの検証に対応

2 輸出する産品にRCEP協定税率が設定されていることを確認します。

輸出相手国におけるRCEP協定税率の確認方法（例）

① 協定

外務省HP RCEP協定 附属書 I 関税に係る約束の表

https://www.mofa.go.jp/policy/economy/page1e_kanri_000001_00007.html

※税関HPからのアクセス

- トップページ → EPA/原産地規則について知りたい → 経済連携協定（EPA/FTA等）
- 各協定の概要、条文等～我が国が締結したEPA等の概要、条文等
- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 → 協定本体 → 協定条文（英文）
- Annex I Schedules of Tariff Commitments

② 輸出相手国の公開情報

オーストラリア国境警備隊HP ※RCEPはSchedule14

中国海関総署運営検索サイト E-to-China.com ※RCEPは現時点で未反映

韓国関税庁 KCS Tariff D/B(inquiry) ※RCEPは現時点で未反映

※税関HPからのアクセス

- トップページ → EPA/原産地規則について知りたい → 相手国譲許表

③ World Tariff

ジェトロHP <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

※税関HPからのアクセス

- トップページ → EPA/原産地規則について知りたい
- 経済連携協定（EPA/FTA等） → 関税制度・通関手続（1）関税譲許について

World Tariffの
ユーザー登録が必要です。
ジェトロHPからユーザーIDと
パスワードが即時取得可能。
日本居住者は無料。

7ページ① 協定本文 RCEP協定 附属書 I で、HS第2007.99号を検索

■ Schedule of Tariff Commitments : **Australia**

HS Code		Base Rate	Year 1	Year 2
2007.9	-Other:			
2007.91.00	--Citrus fruit	5%	0%	0%
2007.99.00	--Other	5%	0%	0%

ベースレート5%
即時撤廃 関税率 **0%**



豪州はHS第2007.99号の
の製品について日本に対
してRCEP協定税率を設
定している。
関税率0%

■ Schedule of Tariff Commitments : **China** Section C For **Japan**

HS Code		Base Rate	Year 1	Year 2
2007.91.00	--Citrus fruit	30.0%	28.6%	27.1%
2007.99	--Other:			
2007.99.10	--In airtight containers	5.0%	0.0%	0.0%
2007.99.90	--Other	5.0%	4.5%	4.1%

ベースレート5%
即時撤廃 関税率 **0%**



中国はHS第2007.99号
の製品について日本に対
してRCEP協定税率を設
定している。
関税率0%

■ Schedule of Tariff Commitments : **Korea** Section D For **Japan**

HSK 2014	Product Description	Base Rate	Year 1	Year 2
2007.91	Citrus fruit			
2007.91.10.00	Jams	30.0%	U	U
2007.91.90.00	Other	30.0%	U	U
2007.99	Other			
2007.99.10.00	Jams, fruit jellies and marmalades	30.0%	U	U
2007.99.90.00	Other	30.0%	U	U

U = **非譲許**



韓国はHS第2007.99号
の製品について日本に対
して譲許していない。
利用不可。

【税率差】譲許表の付録の特定の商品

(Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials)) に該当するかの確認

- RCEP協定において個別譲許（国ごとに税率の差異が発生する品目を設定）を採用しているのは、日本、**中国**、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの7か国です。
- 個別譲許採用国は譲許表の付録に「特定の商品」を掲げており、これに該当した場合は、付録に定める追加的要件（輸出締約国である最終仕出国において20%以上の価値が付加されていること）を確認する必要があります。

外務省HPから（8ページ参照）

Free Trade Agreement (FTA) and E...

Annex I Schedules of Tariff Commitments

- General Notes (PDF)
- AUSTRALIA
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: Australia (PDF)
- BRUNEI DARUSSALAM
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: Brunei Darussalam (PDF)
- CAMBODIA
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: Cambodia (PDF)
- CHINA**
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: China
 - Section A For Member States of ASEAN (PDF)
 - Section B For Australia (PDF)
 - Section C For Japan (PDF)
 - Section D For Korea (PDF)
 - Section E For New Zealand (PDF)
 - Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials) (PDF)

※画面の図は
外務省HPから
引用

APPENDIX
IN RELATION TO PARAGRAPH 3 OF ARTICLE 2.6 (TARIFF DIFFERENTIALS)

- For the purposes of this Appendix:
 - additional requirement** means the requirement that an exporting Party of an originating good is the Party where no less than 20 per cent of the total value of the originating good has been added in the production of that originating good, as calculated, *mutatis mutandis*, under Article 3.5 (Calculation of Regional Value Content)¹; and
 - period** means the period of time during which China imposes the additional requirement. Such imposition shall be limited to the period during which the originating good is subject to a tariff differential by China.
- For greater certainty, the eight-digit codes of the tariff classification number of China and their product descriptions referred to in the table in this Appendix correspond respectively to the commitments of China in the RCEP Tariff Schedule.

HS2007.99は掲載されていない。

HS Code	Product Description	Period
0201.10.00	-Carcasses of other animals	From year 1 onwards
0201.20.00	-Other parts of carcasses of other animals	From year 1 onwards
0201.30.00	-Bones of other animals	From year 1 onwards
0202.10.00	-Carcasses and half-carcasses of other animals	From year 1 onwards
0202.20.00	-Other parts of carcasses of other animals	From year 1 onwards
0202.30.00	-Boneless	From year 1 onwards
3901.30.00	-Ethylene-vinyl acetate copolymers	From year 1 onwards
3901.90.20	---Linearity low density polyethylene	From year 1 onwards
3901.90.90	---Other	From year 1 onwards

HS2007.99号の産品は、中国の付録の特定の商品には該当しない。

参考【税率差】 産品が税率差発生品目に該当するかの確認

- 個別譲許を採用している国の場合、決定されるRCEP原産国によって適用税率が異なります。

外務省HPから（7ページ参照） ※画面の図は外務省HPから引用

Annex I Schedules of Tariff Commitments

General Notes [\(PDF\)](#)

AUSTRALIA

CHINA

HEADNOTES [\(PDF\)](#)

Schedule of Tariff Commitments: China

Section A For Member States of ASEAN [\(PDF\)](#)

Section B For Australia [\(PDF\)](#)

Section C For Japan [\(PDF\)](#)

Section D For Korea [\(PDF\)](#)

Section E For New Zealand [\(PDF\)](#)

Section A For Member States of ASEAN 関税即時撤廃 0.0%

2007.9	-Other:			
2007.91.00	--Citrus fruit	30.0%		27.0%
2007.99	--Other:			
2007.99.10	--In airtight containers	5.0%	0.0%	0.0%
2007.99.90	--Other	5.0%	0.0%	0.0%

Section D For Korea 関税即時撤廃 0.0%

2007.9	-Other:			
2007.91.00	--Citrus fruit	30.0%		27.0%
2007.99	--Other:			
2007.99.10	--In airtight containers	5.0%	0.0%	0.0%
2007.99.90	--Other	5.0%	0.0%	0.0%

Section B For Australia 関税即時撤廃 0.0%

2007.9	-Other:			
2007.91.00	--Citrus fruit	30.0%		27.0%
2007.99	--Other:			
2007.99.10	--In airtight containers	5.0%	0.0%	0.0%
2007.99.90	--Other	5.0%	0.0%	0.0%

Section E For New Zealand 関税即時撤廃 0.0%

2007.9	-Other:			
2007.91.00	--Citrus fruit	30.0%		27.0%
2007.99	--Other:			
2007.99.10	--In airtight containers	5.0%	0.0%	0.0%
2007.99.90	--Other	5.0%	0.0%	0.0%



中国においてHS第2007.99号の産品に適用されるRCEP協定税率は、RCEP原産国がいずれの締約国の場合も**0.0%**であり、税率差は発生しない。

ステップ2
完了

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認



ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続（輸出者・生産者による自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

3-1 協定に定める原産品の要件を確認します。

- RCEP協定税率は、他の締約国の「原産品」に対して適用されます（第2・4条1）。
- 協定上「原産品」と認められるのは以下の要件を満たす製品です。

(a) 完全生産品（第3・2条(a)）

一の締約国において完全に得られ、又は生産される製品であって、協定第3・3条に定めるもの



(例) 締約国において栽培され、収穫されたぶどう（第3・3条(a)）

製品の生産がどこまで遡っても一の締約国で完結している。

(b) 原産材料のみから生産される製品（第3・2条(b)）

一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される製品。生産に直接使用される材料はすべて「原産品」だが、材料の材料に遡ると「非原産品」が使用されている。

全ての一次材料が原産品。

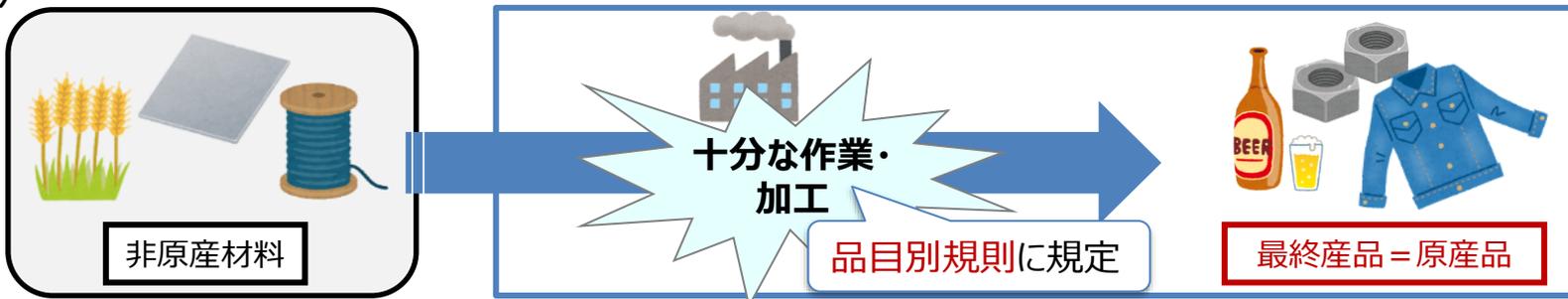
(c) 品目別規則を満たす製品（第3・2条(c)）

一次材料に非原産品が使われている。

一の締約国において非原産材料を使用して生産される製品であって、**附属書3A 品目別規則**に定められた要件を満たすもの。規則は品目分類番号（HS番号）ごとに定められている。

(例) 非締約国

一のRCEP締約国



製品に使用している材料が原産材料か非原産材料かによって、満たすべき要件が異なる。使用された材料は、原産材料か非原産材料のどちらなのか確認する。

EPA原産地規則における「原産材料」「非原産材料」

■ 原産材料

締約国内で生産され、かつEPAの原産地基準を満たして原産品と認められる材料

- ・ 完全生産品
- ・ 原産材料のみから生産される製品
- ・ 品目別規則を満たす製品

■ 非原産材料

EPAの原産地基準を満たさず、原産品とされない材料

材料が一つでも「非原産材料」の場合、
(a) 完全生産品、
(b) 原産材料のみから生産される製品の要件を満たしません。

- 
- ・ 非締約国から輸入した材料
 - ・ 締約国内で調達したが、非締約国で生産された材料
 - ・ 締約国内で生産・調達されたが、EPAの原産地基準を満たさない材料

日本では、利用者の証明負担軽減の観点から、原産品であることが証明されていない材料を非原産材料として扱う運用を行っています。

- 例)
- ・ 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たしているか不明な材料
 - ・ 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料

3-2 日本において製品の生産に使用した材料の産地情報を確認します。

■ 産品：梅ジャム

□ 製造工程：輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。

□ 材料表：

	01 梅	… 国内サプライヤーが生産
	02 砂糖	… 輸入品（非締約国から）
	03 レモン果汁	… 国内サプライヤーが生産
	04 水	… 国内サプライヤーから購入
	05 保存料（ソルビン酸カリウム）	… 輸入品（非締約国から）



 01、03 締約国内で生産されたが、RCEP協定の原産地基準を満たしているか不明な材料

 04 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料

 02、05 非締約国から輸入した材料

（とりあえず）
非原産材料
として扱う。

= 非原産材料

3-3 材料の産地情報から、適用される原産品の要件を確定します。



第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

- (a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) 一の締約国において**非原産材料**を使用して生産される産品であって、**附属書3A（品目別規則）**に定める関連する要件を満たすもの



今回、非原産材料を使っているから(c)ですね。

この梅ジャムが、締約国（日本）の原産品と認められるためには、**日本で生産される産品**が、**附属書3A（＝品目別規則）**に定める関連する要件を満たす必要があります。

附属書3A「品目別規則」を確認します。

(例) 税関HP 原産地規則ポータル 「原産地規則の検索」を利用

産品 = 梅ジャムのHS番号 **HS2007.99** で検索

税関サイト ▶

▼ 本文へ

文字サイズ 標準 拡大

ENHANCED BY Google

原産地規則ポータル

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事前告示

事後確

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定
(HS2012) / REGIONAL
COMPREHENSIVE ECONOMIC

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定
(HS2012) / Trans-Pacific Partnership
(TPP) (HS2012)

日オーストラリア経済連携協定(HS2012)
/ Japan-Australia EPA (HS2012)

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT(HS2012)

部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
04	20			野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 Preparations of vegetables, fruit, nuts or other parts of plants		
			2007	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレ及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限定のものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) Jams, fruit jellies, marmalades, fruit or nut puree and fruit or nut pastes, obtained by cooking, whether or not containing added sugar or other sweetening matter	CC	
			200799	その他のもの Other	CC	
				その他のもの Other	CC	

国名 / Country

オーストラリア / AUSTRALIA

品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは桁、ドット(なし)を入力してください。Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (。))

200799

入力されたHSコードと経済連携協定のバージョン (The version of HS code may be different from the latest version of the Economic Partnership Agreement you wish to use.)

経済連携協定等によって、採用しているHSコードのバージョン(HS2012)と異なる場合がありますので、調べたい協定が採用しているHSコードは最新のHSコードを使用してください。Each agreement (FTA/EPA and Related Initiatives) has its own version of HS code other than the one adopted by the World Customs Organization. The latest HS code is to be used when you search with a version of HS code other than the one adopted by the World Customs Organization. The World Customs Organization Secretariat provide the table of HS2012からHS2017への実換 CORRELATING THE 2012 VERSION OF HS2017からHS2012への実換 CORRELATING THE 2017 VERSION OF HS2012からHS2007への実換 CORRELATING THE 2012 VERSION OF HS2007からHS2002への実換 CORRELATING THE 2007 VERSION OF HS2002

その品目について関税課税されているか否かに関わらず、設定された関税課税に係る状況については、[実行関税率表\(日本へ輸入する品目\)](#) (Refer to Japan's Tariff Schedule (importing to Japan) or The Other Tariff Schedule (importing to other countries))

検索/Search

リセット/Reset

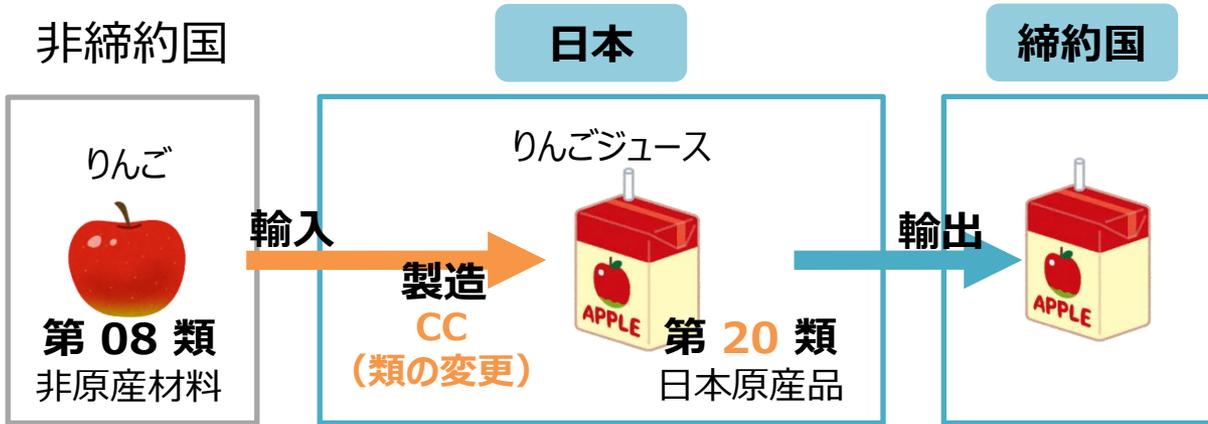
RCEP協定の場合、品目別規則は2012年版のHS番号で規定されています。
(附属書 3 A 附属書に関する頭注9)
※ 協定によってHSのバージョンが異なります。

HS2007.99の産品に適用される品目別規則は「CC」

規則の読み方

※ **CC** とは、
製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの2桁番号の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われていれば、 産品が締約国の原産品と認められることを意味します。
 ⇒ この基準は、関税分類変更基準と呼ばれます（19ページ参照）。

- 関税分類変更基準（例：CC）のイメージ



	類	統一システム番号 (二十二年の統一システム)	RCEP協定 附属書3A和訳
	項		
	号		
二〇〇七			
あるかないかを問わない。)	品名	ジャム、フルーツゼリー、マーメイド、果実又はナットのビュレール及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限り、砂糖その他の甘味料を加えて	
※	品目別規則	CC	

梅ジャムに適用される原産地規則は「**CC**」と特定。
 品目別規則を満たす産品か確認するために、材料のHS番号2桁（類）の情報が必要。

品目別規則を満たす製品の3類型

我が国の多くの協定においては、品目別規則は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」のうちいずれかの考え方、あるいは、その組合せを採用しています。

関税分類変更基準

非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産される製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。CC(他の類(2桁)からの変更)、CTH(他の項(4桁)からの変更)、CTSH(他の号(6桁)からの変更)がある。

例：CTH

付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に、締約国において十分な作業・加工が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。

例：RVC40（※RCEP協定3.5条（域内原産割合の算定）に基づいて算定される製品の域内原産割合が40%以上）

加工工程基準

締約国で、特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製等）が施されれば、締約国において十分な作業・加工が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。

例：CR（※化学反応にかかる規則。化学反応による生産品である製品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には原産品とする。）

二九・〇七	類 項 号	統一システム番号 (二十二年の統一システム)
フェノール及びフェノールアルコール	品 名	
R C T H R V C 四〇又はC	品 目 別 規 則	

附属書3A

品目別規則（抜粋イメージ）

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

 ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続（輸出者・生産者による自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの検証に対応



では、品目別規則「CC」を満たすかを、検討してみます。

■ ステップ3 「適用される原産地規則を特定」のおさらい

- 産品：梅ジャム
- HS番号 = 第2007.99号
- 原産品と認められるための条件 「CC」 (18ページ再掲)



※ CCとは、

産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの2桁番号の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われていれば、産品が締約国の原産品と認められることを意味します。



日本における生産において、産品のHS2桁番号である第20類以外の材料は、非原産材料を使っても原産品と認められるということ。

4-1 製造工程を確認



製造工程表等の書類で確認



■ 産品：梅ジャム

- 製造工程：輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。



- 原材料：01 梅 、02 砂糖 、03 レモン果汁 、
04 水 、05 保存料（ソルビン酸カリウム） 

- 製造場所：Roo Japan Corporation 本社工場（東京都港区海岸2-7-68）

梅ジャムが、RCEP締約国である日本において、上記原材料を使用して生産されていることがわかるため、RCEP協定第3・2条（c）のうち「一の締約国において生産されていること」が確認できます。

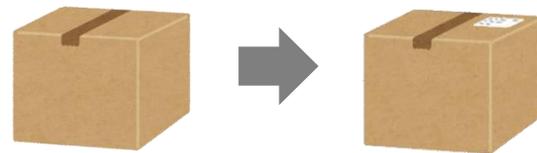
ただし 重要！ 締約国内で生産された事実だけでは、原産品とは認められません。

非原産材料を使用している場合、品目別規則を満たす必要があります。なお、非原産材料が品目別規則を満たしている場合でも、締約国で行われる生産がRCEP協定第3・6条 軽微な工程及び加工に該当する生産のみの場合、産品は原産品とは認められないため、上記工程が軽微な工程及び加工に該当しないことの確認が必要です。

(留意点) RCEP協定 第3・6条 軽微な工程及び加工 Minimal Operations and Processes

産品を生産するために非原産材料に対して行われる以下の工程は、「軽微な工程及び加工」であるとして、その産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほくことから成る単純な処理
注 この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。
- (d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (f) 生産品の部品への分解
- (g) 動物をとさつする工程
注 この条の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。
- (h) 塗装及び研磨の単純な工程
- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程
- (j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない）
- (k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ



➡ 梅ジャムの製造工程は上記に該当しない。

梅ジャムの製造工程は、一の締約国において、軽微な工程及び加工に該当しない生産が行われていると確認できます。

4-2 全ての材料について品目別規則を満たすかを確認

原産材料であると認められるためには、その材料が原産地規則を満たしていることを確認する必要があります（HS番号が必要）。一方、非原産材料の場合は情報等は不要です（14ページ参照）。今回の製品については、材料のHS番号が第20類以外であれば、材料は非原産でOKということですから、まずは全ての材料のHS番号を確認するのが効率的です。



日本における生産に使われた材料のHS番号を確認します。

□ 材料

	01 梅	...	第08類
	02 砂糖	...	第17類
	03 レモン果汁	...	第20類
	04 水	...	第22類
	05 保存料（ソルビン酸カリウム）	...	第29類

締約国内で生産されたが、RCEPの原産地基準を満たしているか不明な材料
= (とりあえず) 非原産材料として扱う

非締約国から輸入した材料
= 非原産材料

締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料
= (とりあえず) 非原産材料として扱う

材料01、02、04、05 = 第20類ではない。 ➡ **非原産材料でOK**

材料03 = 第20類 ➡ **第20類なので非原産材料は✗**



4-3 品目別規則を満たさない材料が含まれているので・・・

 今回のケースでは、次の二つの選択肢が検討できます。

選択肢1 品目別規則を満たさない材料が、**原産材料**と認められるかを確認する。

関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用されます。

【RCEP協定 附属書3A 附属書に関する頭注5】

選択肢2 僅少の非原産材料（**デミニマス DMI**）の基準を満たすか確認する。

僅少の非原産材料とは、

品目別規則の関税分類の変更の要件（CC,CTH,CTSH）を満たさない非原産材料があった場合でも、その使用が僅かな場合は、その産品を協定上の原産品とするという規定。

【RCEP協定 第3・7条】

RCEP協定の「僅かな場合」とは、

- (a) **HS第1類～第97類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合
- (b) **HS第50類～第63類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下の場合

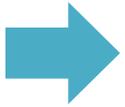
⇒ 第50類～第63類の僅少の非原産材料は、上記(a)と(b)のいずれかを選択することが可能。

選択肢1 品目別規則を満たさない材料が、**原産材料**と認められるかを確認する。



RCEP協定 附属書3A 附属書に関する頭注5

関税分類の変更（中略）の要件は、非原産材料についてのみ適用する。



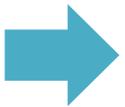
原産材料であれば、類の変更が行われていなくてよいということです。

❑ 材料03 レモン果汁：第2009.31号・・・国内サプライヤーが生産



国内サプライヤーが生産しているから、原産材料ってことでもいいのかな。

重要！ 締約国内で生産された事実だけでは、**原産材料**とは認められません。



材料が原産材料と認められるためには、協定の定める原産品の要件を満たす必要があり、材料の生産に非原産材料が使用されている場合、材料のHS番号に係る品目別規則を満たすかを確認します。
今回の場合、材料03のHS番号は第2009.31号なので、
材料03が**第2009.31号の品目別規則を満たすかを確認**します。

附属書3A「品目別規則」を確認します。

産品 = レモン果汁のHS番号 **HS2009.31** で検索

RCEP協定の場合、品目別規則は2012年版のHS番号で規定されています。
 (附属書 3 A 附属書に関する頭注9)
 ※ 協定によってHSのバージョンが異なります。



税関サイト ▶

原産地規則ポータル

お問合せ・他のリンク | サイトマップ

ENHANCED BY Google

原産地規則とは 協定・法令等

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country

品目 / Item
 HSコード(上位4桁もしくは8桁、ドット(なし)を削除して入力してください。)
 Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.)

入力されたHSコードと経済連携協定のHSコードのバージョンとが異なる場合があります。
 The version of HS code may be different from that of the Economic Partnership Agreement you wish to use.

経済連携協定等によって、採用しているHSコードのバージョン(HS2002、HS2007、HS2012)が異なる場合があります。調べたい協定が採用しているお輸入通関申告書のHSコードは最新のHSコードを使用してください。
 Each agreement (FTA/EPA and Related Initiatives) has its own PSR description. If you search with a version of HS code other than the one adopted by the agreement you wish to use, the latest HS code is to be used when filing. 参考:各バージョンのHSコードの移行関係についてはWCO(世界税関機構) The World Customs Organization Secretariat provide the table correlating HS2002からHS2017への変換 CORRELATING THE 2002 VERSION TO THE 2017 VERSION, HS2017からHS2012への変換 CORRELATING THE 2017 VERSION TO THE 2012 VERSION, HS2012からHS2007への変換 CORRELATING THE 2012 VERSION TO THE 2007 VERSION, HS2007からHS2002への変換 CORRELATING THE 2007 VERSION TO THE 2002 VERSION.

その品目について関税課税されているか否かに関わらず、該定されている関税課税に係る状況については、発行関税手帳(日本へ輸入する場合)やPSR corresponding to the products' HS code is showed whether customs duty is levied on the products. Refer to Japan's Tariff Schedule (Importing to Japan) and the PSR.

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT(HS2012)

HS2012					地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT(HS2012)		
部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note	
04	20			野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調製品 Preparations of vegetables, fruit, nuts or other parts of plants			
		2009		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えていないものに限り)とし、砂糖その他の甘味料を加えてあるか、いかなを問わない。 Fruit juices (including grape must) and vegetable juices, unfermented and not containing added spirit, whether or not containing added sugar or other sweetening matter			
		200931		その他のかんきつ類の果実のジュース(二以上の果実から得たものを除く。) Juice of any other single citrus fruit	CC又はRVC40		
				ブリックス値が20以下のもの Of a Brix value not exceeding 20	CC or RVC40		

HS2009.31の産品に適用される品目別規則は「CC又はRVC40」



RCEP協定 第2009.31号 品目別規則

CC 又は RVC40



国内サプライヤーからレモン果汁の生産について、以下内容を聞き取りました。

材料 レモン（アルゼンチン産）第08類、香料（アルゼンチン産）第33類



生産 アルゼンチン（非締約国）でレモンを収穫、同国工場で搾汁、濃縮、香料添加。
日本国内（愛知県）の工場では、輸入したレモン果汁の充填をしている。



材料03 レモン果汁（第2009.31号）は、
材料である「レモン」（第08類）と「香料」（第33類）の間に、HS2桁番号の水
準の変更（CC）が行われているが、生産した場所は非締約国（アルゼンチン）で
あり、締約国（日本）における生産においては、レモン果汁（第2009.31号）を
輸入し、充填のみの工程を行っている。

締約国（日本）において、HS2桁番号の水準の変更（CC）が行われていない
ため、HS第2009.31項 品目別規則のうち「CC」を満たすと確認できないことから、

日本の原産材料と認められない。



材料03



~~原産材料~~

品目別規則を満たさない材料である 材料03 レモン果汁は、
RCEP協定上の日本原産材料と認められない。



え、やっぱり
原産品じゃ
ないの？

選択肢2 僅少の非原産材料（デミニマス DMI）の基準を満たすか確認する。

品目別規則の関税分類の変更の要件（CC,CTH,CTSH）を満たさない非原産材料があった場合でも、その使用が**僅かな場合**は、その産品を協定上の原産品とするという規定。

HS第2009.31号の産品に係る「僅かな場合」の基準は・・・

(a)**HS第1類～第97類の産品**：関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合

【RCEP協定 第3・7条 1 (a)】

納品書

納品書				
ROO ジャパン株式会社 御中				
株式会社 オジジフーズ 〒135-0064 東京都江東区豊海 1-2-3 TEL: 03-3555-1123 FAX: 03-3555-1125 納品書番号: PO-130203 発行日: 2022/4/3 Page: 1/1				
合計金額 270,600円				
品番	商品名	単価	数量	価格
JJ0402	もも果汁 (5.0L)	5,200円	10 個	52,000円
JJ0421	レモン果汁 (5.0L)	4,500円	10 個	45,000円
JJ0702	りんご果汁 (5.0L)	4,700円	10 個	47,000円
JJ1201	ぶどう果汁 (5.0L)	4,700円	10 個	47,000円
JJ1230	りんご果汁 (5.0L)	5,500円	10 個	55,000円
			小計	246,000円
			消費税	24,600円
			合計	270,600円

僅少の非原産材料の基準を満たすかを確認するため、レモン果汁の価額がわかる納品書を確認しました。



●業務用レモン果汁
 ・容量 5.0L (5,000ml)
 価格 4,500円 = 1ml あたり 0.9円

・梅ジャム 1 瓶に使用するレモン果汁
 = 大さじ 1 杯 (15ml)

・1 瓶あたりに使用するレモン果汁の価額
 = 0.9円 × 15ml = 13.5円



選択肢2 僅少の非原産材料（デミニマス DMI）の基準を満たすか確認する。

(a)HS第1類～第97類の産品 : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合

■ 産品 : 梅ジャム 
価額 FOB @460JPY

■ 材料03 : レモン果汁 
国内サプライヤーからの
調達価額 @13.5JPY

価額情報を確認して、計算します。

産品のFOB価額に占める割合は、

$(13.5/460) \times 100 = 2.9\% \leq 10\%$

10%を超えてないので、材料03は使用が僅かな場合に該当し、**僅少の非原産材料の規定が適用できる。**



材料03

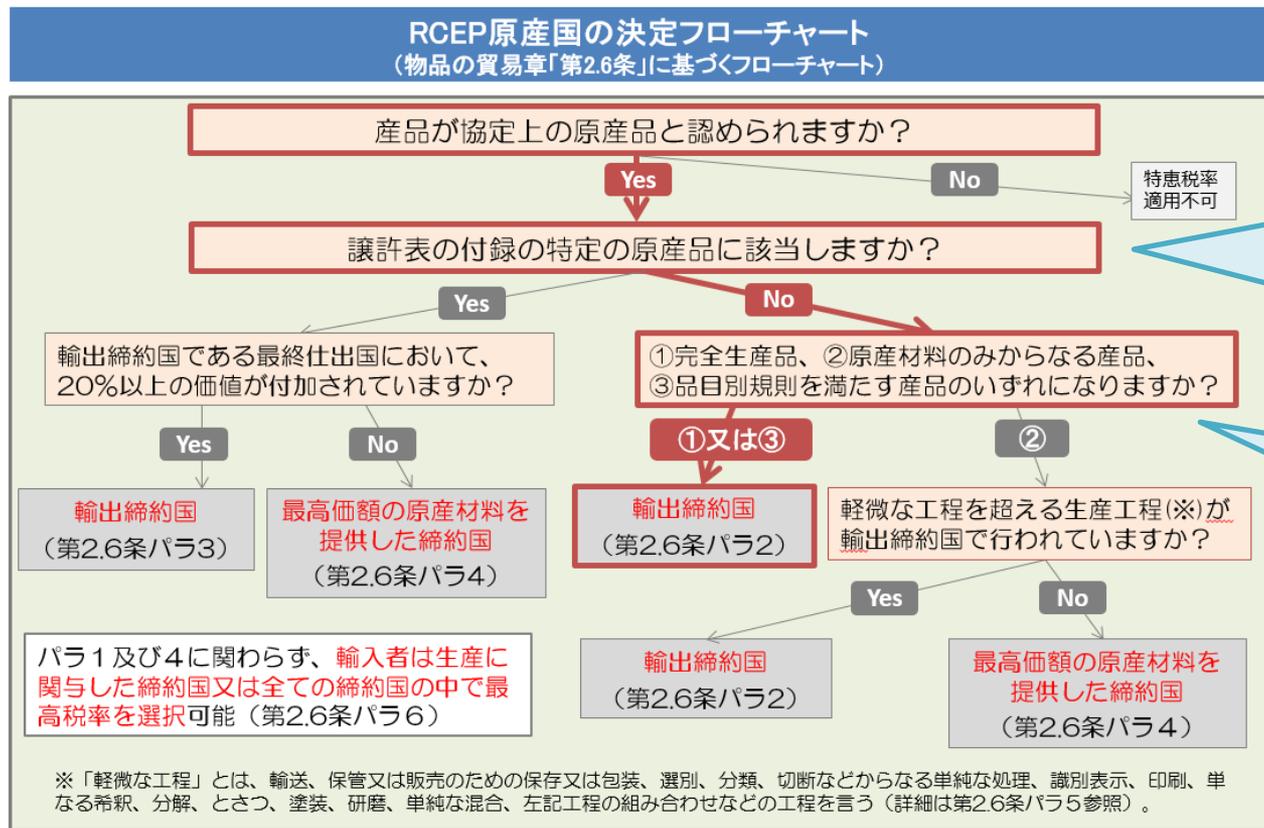


産品「梅ジャム」は、品目別規則を満たす産品として、RCEP協定上の日本原産品と認められます。



原産品
でした！

4-4 フローチャートに従って、RCEP原産国を決定する



HS第2007.99号は、中国の譲許表の付録の表に掲げられていない。(10ページ)

※オーストラリアは共通譲許を採用しているため譲許表の付録はない。

今回の製品は「品目別規則を満たす製品」

梅ジャムは、**譲許表の付録の特定の原産品に該当せず**、かつ、**品目別規則を満たす製品**であることから、**輸出締約国がRCEP原産国**となる。

豪州の場合
中国の場合

} RCEP原産国は日本。日本に対する税率0.0%の税率が適用される。

■ RCEP原産国ってなに？

RCEP協定では、一部締約国（※）が、商品の種類及び輸入相手国によって異なる関税率を設定しています。これは「関税率の差異」又は「税率差」と呼ばれます。

（※）RCEP協定において税率差発生品目を設定しているのは、日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの7か国。

税率差が発生する場合、低い税率が適用される国を意図的に経由する、いわゆる「迂回輸入」が発生することが考えられます。

こうした行為を防ぐため、RCEP協定では、低い税率が適用される国を意図的に経由してその国で原産品の資格を取得したとしても、その国に対する税率を適用しないためのルールが設けられています。このルールは「税率差ルール」と呼ばれ、これにより原産品の資格を取得した国とは別に「RCEP原産国」が決められます。税率差発生品目の場合は複数ある税率のうち、「RCEP原産国」に対する関税率が適用されます。

多くの場合、原産品の資格を取得した国と「RCEP原産国」は同一となりますが、商品によっては、協定上のベトナム原産品と認められる商品の「RCEP原産国」が中国となるようなケースもあります。ただしこの場合も、**商品がベトナム原産品であることに変わりはありません。**

また、「RCEP原産国」は原産地証明書等の必要的記載事項であり、税率差が発生しない商品であってもRCEP原産国を記載することになります。ただし、税率差がない場合は、いずれの国が「RCEP原産国」となっても、適用税率は同一です。

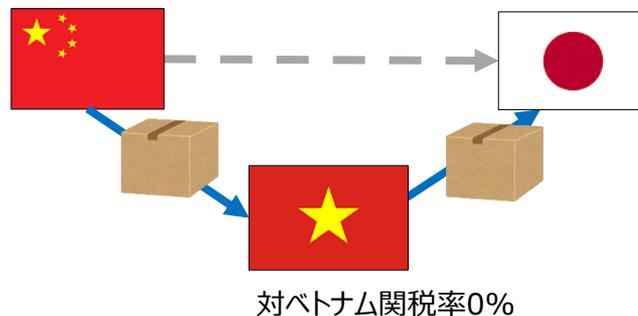
※参考 YouTube「税関チャンネル」→【RCEP協定】地域的な包括的経済連携協定説明会

IV.RCEP協定における税率差 59分00秒/1時間36分45秒

イメージ図

RCEP協定上のベトナム原産品と認められる商品の「RCEP原産国」が中国となる場合、**対中国関税率（10%）**が適用される。

対中国関税率10%



原産地証明書のRCEP原産国記載例

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入番号・日付	7. HS Code (6digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額
1	POLYESTER PANTS ABC012345,1/11/2022	6203.43	CTC	CHINA	200pcs

RCEP原産国の決定

前提：RCEP原産国は、産品が原産品と認められることを確認した後で検討する。

決定のルール：

(1) 付録に掲げるに品目に該当する原産品の場合（第2・6条3）

日本国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品に該当する産品は、「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」における付加価値が20%以上である場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となる。

- ◆ 確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産において付加された価値が確認できる資料。
控除方式（第3・5条(a)）により算出する場合は、非原産材料の価額と産品のFOB価額がわかる資料。
(例) 製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(2) 付録に掲げる品目に該当しない原産品の場合（第2・6条2）

日本国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品に該当しない場合、原則としてRCEP原産国は「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」となる。ただし協定第3・2条(b)の「原産材料のみから生産される産品」である場合は、「原産品の資格を取得した国」において「軽微な工程」（第2.6条5）以外の加工が行われた場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となる。

- ◆ 確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産の内容を確認できる資料。
(例) 製造工程表、生産指図書等

(3) (1)(2)でRCEP原産国が決定されない産品の場合（第2・6条4）

(1)で付加価値が20%未満である場合又は(2)で「原産材料のみから生産される産品」について軽微な工程しか行われていない場合、RCEP原産国は「最高価額の原産材料を提供した締約国」となる。

- ◆ 確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産に使用された原産材料を提供した国とその価額を確認できる資料。
(例) 材料の原産地証明書、製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(4) 輸入者が選択するルール（第2・6条6）

上記にかかわらず輸入者は以下のいずれかの税率の適用を求めることができる。

- 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率
- 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率

ステップ4 のまとめ

RCEP協定上の日本原産品と認められました。
RCEP原産国は日本です。



- 産品：梅ジャム
- 適用した原産地規則 第20.07項 品目別規則 CC
- 上記原産地規則を満たすかを確認

- 材料について
 - 01 梅 … 第08類
 - 02 砂糖 … 第17類
 - 03 レモン果汁 … 第20類
 - 04 水 … 第22類
 - 05 保存料（ソルビン酸カリウム） … 第29類

非原産材料。産品の品目別規則CCを満たす。

産品の品目別規則「CC」を満たさないが、僅少の非原産材料の規定を満たす。

非原産材料。産品の品目別規則CCを満たす。

- 製造工程について

日本国内工場にて、上記材料を使って生産されている。

上記により、品目別規則を満たす産品として、日本原産品と認められる。

□ RCEP原産国を決定

- 豪州の場合**

 - 共通譲許のため譲許表の付録はない。品目別規則を満たす産品なので、**RCEP原産国は輸出締約国である日本。**
- 中国の場合**

 - 個別譲許を採用する国だが HS第2007.99号は中国の譲許表の付録の表にない。品目別規則を満たす産品なので、**RCEP原産国は輸出締約国である日本。**

ステップ4 完了

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続 (輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1) 原産品申告書を作成
(2) 証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの検証に対応



RCEP協定の関税上の特恵待遇を要求するためには、以下のいずれかの原産地証明手続をとる必要があります。

RCEP協定における原産地証明は以下の3種類。



- (a) 発給機関により発給された原産地証明書 **【第三者証明制度】**
- (b) 認定された輸出者による原産地申告 **【認定輸出者制度】**
- (c) 輸出者又は生産者による原産地申告 (※) **【輸出者・生産者による自己申告制度】**

(※) 各締約国における制度の導入に一定の猶予期間（発効から10年以内（カンボジア、ラオス、ミャンマーは20年以内）。10年を限度に延長可）が認められており、輸出国・輸入国の双方で導入された場合に限り利用可能。

日本からの輸出において、現時点で輸出者又は生産者による原産地申告を利用できるのは、**豪州・ニュージーランド向け**に限る。現時点で**中国や韓国向け**の輸出において利用可能な制度は、**第三者証明制度又は認定輸出者制度**のみ。

(参考) 輸入者による原産地申告について

日本への輸入のみ、協定発効日から「輸入者による原産地申告」を原産地証明とみなすことができる。日本以外の締約国においては、協定が全ての署名国において発効した後、導入を検討することとなっている。

豪州の場合  上記(a)(b)(c)全ての手続を利用可能。➡ (a)(b)は37ページ、(c)は38ページへ。

中国の場合  上記(a) **第三者証明制度**又は(b) **認定輸出者制度**の手続を利用可能。
➡ (a)(b)は37ページへ。



RCEP協定 自己申告制度以外の原産地証明手続について

■ 第三者証明制度（原産地証明書）を利用する場合

日本においては日本商工会議所が発給機関となります。



■ 認定輸出者制度を利用する場合

認定輸出者制度（認定された輸出者による原産地申告）とは、各締約国の権限ある当局による認定を受けた輸出者自らが、原産地申告を作成する制度です。日本においては経済産業大臣が認定を行います。

認定輸出者の申請手続、認定の基準、認定輸出者に課される義務などについては、経済産業省HP「経済連携協定（EPA）に基づく認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-1

5-1 原産品申告書を作成



※以下「輸出者又は生産者による原産地申告」を「原産品申告書」といいます。

ステップ4及び5で確認した内容をもとに、原産品申告書を作成する。

Declaration of Origin 原産品申告書
(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1 Unique reference number (国同様の参照番号) **AA38410**

2 Authorization code (in the case of approved exporter) (認定輸出者 (EEX) 定された輸出者の場合)

3 Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸出者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、電話番号 (電話番号又は電子メールアドレス)
ROO Japan Corporation
2-7-68, Kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
+81-3-3456-XXXX XXXXXXXX@roojapan.co.jp

4 Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known
生産者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、電話番号 (電話番号又は電子メールアドレス) (申明している場合)
Same as above

5 Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、電話番号 (電話番号又は電子メールアドレス)
Sydney Food Supplies Ltd.
Unit X, XX Campbell Road, Alexandria NSW 2015, AUSTRALIA
+61-2-XXX-XXXX XXXXXXXX@sydneyfoodsupplies.co.au

No.	6. Description of the goods / Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入番番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where FVC is applied 数量及び FOB 価額
1	KISHU-UME JAM A-2022/3830 11 May 2022	2007.99	CTC DMI	JAPAN	50CTN

11. Remarks (その他の特記事項)

12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最終の原産地証明に関する情報 (転売する原産地申告の場合)

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from Japan (exporting country) to AUSTRALIA (importing country).
私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された商品が地域的な包括的経済連携協定第3章 (原産地規則) に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの商品は(輸出国)から(輸入国)に向けて輸出されます。

Date of Declaration (作成年月日): **11 May 2022**

Name of the certifying person (作成者の氏名又は名称): **ROO Japan Corporation**

Name of the agent of the certifying person (代理人の氏名又は名称):

Address of the agent of the certifying person (代理人の住所):

Signature (作成者の署名 (日本への輸入の場合には不要)):

The certifying person (Approved exporter, Exporter, Producer, Importer)
本原産品申告書の作成者 (認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者)

原産品申告書
※様式は任意

インボイス

ROO JAPAN CORPORATION
2-7-68, Kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN

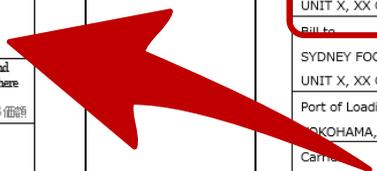
Commercial Invoice

Consignee SYDNEY FOOD SUPPLIES LTD. UNIT X, XX CAMPBELL ROAD, ALEXANDRIA NSW 2015, AUSTRALIA		Invoice No & Date A-2022/3830 11 May 2022		
Bill to SYDNEY FOOD SUPPLIES LTD. UNIT X, XX CAMPBELL ROAD, ALEXANDRIA NSW 2015, AUSTRALIA		Payment Term: T/T, net 30 days		
Port of Loading YOKOHAMA, JAPAN		Port of Discharge SYDNEY, AUSTRALIA		
Carried By Sea				
Marks	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
XXXXXX C/NO. 1-52 Made in JAPAN	KISHU-UME JAM 250G*12 HS CODE: 2007.99	50 CTN	FOB Yokohama ¥ 5,520	¥ 276,000
TTL:		50 CTN		¥ 276,000

GROSS WEIGHT : @4.8KG × 50CTN = 240KGS
NET WEIGHT : @3kg × 50CTN = 150KGS
COUNTRY OF ORIGIN: JAPAN

Signed by _____

ROO JAPAN CORPORATION
2-7-68, Kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
TEL : +81-3-3456-XXXX
MAIL : XXXXXXXX@roojapan.co.jp



輸出者自己申告制度における原産品申告書の作成方法

● 必要的記載事項（附属書3B）

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号（6桁番号の水準）
- (e) 認定された輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 作成者による証明
- (i) 第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
- (j) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
- (k) 製品の数量
- (l) 連続する原産地申告における規定

Declaration of Origin 原産品申告書 (Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的包括的経済連携協定)					
1. Unique reference number 固有の参照番号		2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号 (輸出者の輸出者の場合)			
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、電話先 (電話番号又は電子メールアドレス)					
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、電話先 (電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合)					
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、電話先 (電話番号又は電子メールアドレス)					
No.	6. Description of the goods, invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入番番・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2017) 関税分類番号 (6桁、HS2017)	8. Origin certifying criteria 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RCEP rules apply 数量及びFOB価額 (RCEP規則適用時)
11. Remarks その他の付帯事項					
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back-to-back Declaration of Origin) 元の原産品証明、前項する情報 (前項する原産地申告書の場合)					
13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from _____ (exporting country) to _____ (importing country). 私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記述された商品が地域的包括的経済連携協定第3章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの商品は輸出(輸出国)から、輸入(輸入国)に向けて輸出されます。					
Date of Declaration (日付) (日付):					
Name of the certifier/signer (証明者の氏名又は名称):					
Name of the issuer of the certificate/person (発行人の氏名又は名称):					
Address of the issuer of the certificate/person (発行人の住所):					
Signature (証明者の署名 (日本人の輸入の場合に必要)):					
The certifying person (証明者) <input type="checkbox"/> Approved exporter (認定された輸出者) <input type="checkbox"/> Exporter (輸出者) <input type="checkbox"/> Importer (輸入者)					

日本税関HP掲載 様式見本

● 様式、使用言語

- 日本税関がHPに掲載している様式見本のほか、上記必要的記載事項が含まれていれば任意様式の使用も可。
- 英語で作成。

様式は任意

■ 作成内容と記載事項 1/3

様式見本上部分

Declaration of Origin 原産地申告書

(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number 固有の参照番号 AA38410		2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定された輸出者の場合		
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) ROO Japan Corporation 2-7-68, Kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN +81-3-3456-XXXX XXXXXXXX@roojapan.co.jp				
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合) Same as above				
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) Sydney Food Supplies Ltd. Unit X, XX Campbell Road, Alexandria NSW 2015, AUSTRALIA +61-2-XXX-XXXX XXXXXXXX@sydneyfoodsupplies.co.au				
No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国
1	KISHU-UME JAM A-2022/3830 11 May 2022	2007.99	CTC DMI	

【項目 1 固有の参照番号】

申告書の作成者が管理する任意の整理番号を記載する。

【項目 3～5 輸出者、生産者及び輸入者又は荷受人に関する情報】

輸出者の氏名又は名称及び住所、生産者の氏名又は名称及び住所、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所については必須の記載項目。ただし、生産者の氏名又は名称及び住所が判明していない場合には「NOT AVAILABLE」と記載する。

【項目 7 関税分類番号】

統一システム (2012年版) に従い 6 桁の水準までの関税分類番号を記載する。なお、2023年 1 月 1 日から HS2022 に従って置き換えた品目別規則が実施されることとなります。

【項目 6 品名及び仕入書番号・日付】

産品を特定するために十分な記載とする。仕入書番号・日付は輸入に際して発行されたものを記載する。当該仕入書が輸出者又は生産者により発行されたものでない場合 (第三者の仕入書の場合) には、仕入書の発行者の氏名又は名称及び国名を「10. Remarks」欄に記載する。

■ 作成内容と記載事項 2/3

様式見本下部分

1. No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入番番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) when RVC is applied 数量及び FOB 価額
1	KISHU-UME JAM A-2022/3830 11 May 2022	2007.99	CTC DMI	JAPAN	50CTN
11. Remarks その他の特記事項					
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最終の原産地証明に関する情報 (転売する場合)					

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from Japan (exporting country) to AUSTRALIA (importing country).
私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された商品が協定の発給要件を満たしていることを証明します。これらの商品は(輸出国)から(輸入国)に向けて輸出される。

Date of Declaration 作成年月日: **11 May 2022**

Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称: **ROO Japan Corporation**

Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称:

Address of the agent of the certifying person 代理人の住所:

Signature 作成者の署名 (日本への輸入の場合には不要): 

The certifying person (Approved exporter, Exporter, Producer, Importer)
本原産品申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

【項目8 原産性の基準】
適用した原産性の基準を記載する。
(WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される商品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準 (域内原産割合)、CR: 加工工程基準 (化学反応)、ACU: 累積、DMI: 僅少の非原産材料)

項目9 は次ページに掲載

【項目10 数量及びFOB価額】
FOB価額については、原産性の基準として域内原産割合が用いられている場合のみ記載する。

【項目12 最初の原産地証明の情報】
協定第3・19条に基づき発給された連続する原産地証明の場合には必須の記載項目。
当初の原産地証明の参照番号、発給年月日、発給国、RCEP原産国、(該当する場合) 認定輸出者の認定番号を記載する。

【項目13 作成者による誓約】
輸入者自己申告の場合はimporting countryは記載不要。

【作成者】
本申告書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる (該当するボックスにチェックを付すこと)。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。なお、日本への輸入の場合には作成者の署名は不要。

■ 作成内容と記載事項 3/3

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及び FOB 価額
1	KISHU-UME JAM A-2022/3830 11 May 2022	2007.99	CTC DMI	JAPAN	50CTN

【項目9 RCEP原産国】

協定第2・6条により決定される「RCEP原産国」を記載する。記載要領は以下のとおり。

原産品の例	記載事項
(a)協定附属書 I の輸入締約国の約束の表の付録（以下「付録」という。）に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が製品の価額の20パーセント未満の場合 (b)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、協定第2・6条5に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていない場合	輸出締約国における原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国名を記載する。
上記以外の場合 (c)付録に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が製品の価額の20パーセント以上の場合 (d)協定第3・2条(a)に規定する完全生産品 (e)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(c)に規定する品目別規則（附属書3A）を満たす産品 (f)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定3・2条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合	輸出締約国名を記載する。

自らが所有する情報に基づいて「RCEP原産国」を決定することができない場合には、最も高い税率の締約国名と併せて「*」（第2・6条6(a)の場合）又は「**」（第2・6条6(b)の場合）を記載する。

例) 「Australia *」「Indonesia **」

注： 上記にかかわらず、協定第2・6条6に基づき輸入者は以下のいずれかの税率の適用を求めることができる。

- ・ 輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い税率（第2・6条6(a)）
- ・ 輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い税率（第2・6条6(b)）

5-2 証明資料を保存

豪州の場合 

RCEP協定 日本における輸出者又は生産者の書類保管義務（自己申告制度の場合）

原産品申告書を作成した日本の輸出者又は生産者は、RCEP協定第3・27条及び経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律112号）第5条に基づき、**産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類（「RCEP原産国」の決定のための関係書類を含む。）**を、作成の日から**3年間（※）**保管する義務があります。



RCEP協定 第3・27条 記録の保管に関する義務

- 1 各締約国は、次のことを要求するものとする。
 - (a) 自国の輸出者、生産者（中略）が、原産地証明の発給の日から少なくとも3年間（中略）、当該原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。



経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 第5条

本邦から締約国に輸出される産品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。（後略）

原産品申告書

契約書、仕入書、価格表、
総部品表、製造フロー図、投入記録、
出荷記録、支払記録、帳簿 等

輸出者・生産者は全て保存

（※）参考：TPP11（CPTPP）及び日オーストラリア協定は5年間、日EU・EPA及び日英協定は4年間

産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ **完全生産品(WO)**

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ **原産材料のみから生産される産品(PE)**

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ **品目別規則を満たす産品**

a. **関税分類変更基準 (CTC)**

総部品表又は材料一覧表 (HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. **付加価値基準 (域内原産割合) (RVC)**

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. **加工工程基準 (化学反応) (CR)**

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ **その他の原産性の基準を適用する場合**

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする産品が協定に規定する原産性の基準 (累積、僅少の非原産材料等) を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

「RCEP原産国」の決定のための関係書類の例

(1) 第2・6条2 付録に掲げる品目に該当しない原産品

- 原産材料のみから生産される産品であり、日本において軽微な工程以外の生産工程が行われているもの
日本において軽微な工程以外の生産行為が行われていることが確認できるもの。
(例) 製造工程フロー図、生産指図書等
- 完全生産品又は品目別規則を満たす産品
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。

(2) 第2・6条3 付録に掲げる品目に該当する原産品で、日本における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であるもの

日本における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であることが確認できるもの。
(例) 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

(3) 第2・6条4 (1)(2)でRCEP原産国が決定されない産品

価額が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

(4) 第2・6条6 輸入者が選択するルール

- (a) 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率
原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等
- (b) 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。

今回の事例の場合は、以下のような書類を保存しておく必要があると考えられます。

- ① 産品が日本で生産されたことを確認できる資料
製造工程表 等
- ② 産品の全材料とそのHS番号が確認できる資料
材料表、材料の内容・形状などが確認できる表 等
- ③ 輸出する産品のFOB価額と、僅少の非原産材料の規定を適用する材料の
価額情報がわかる資料。
仕入書、請求書 等



※ 今回の産品は譲許表の付録に表に該当せず、品目別規則を満たす産品であることから、RCEP原産国決定に関する書類として、上記の書類以外の追加的な保存は不要。



事後確認（51ページ参照）の際、上記書類を相手国に提供するため、英訳をお願いする場合があります。

ステップ5 完了

(参考) 第三者証明制度や認定輸出者制度を利用する場合の輸出者又は生産者の書類保管義務

第三者証明制度又は認定輸出者制度を利用した輸出者・生産者は、発給・作成の翌日から3年間、自己申告制度の場合と同様の書類を保管する必要があります。

参考資料

■ 第三者証明制度（原産地証明書）を利用する場合

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

■ 認定輸出者制度を利用する場合

「経済連携協定（EPA）に基づく認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き」（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/approved_exporter_guidance.pdf

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続（輸出者・生産者による自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存



ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

6 原産地証明の提出

ステップ5で作成又は発給を受けた原産地証明は、税関申告の際に所持し、輸入国の国内法令に基づき、税関に提出する必要があります。

- HS番号の適用は世界共通、原産地規則の適用は締約国共通ですが、最終的には**輸入国税関の判断が適用**されます。RCEP協定税率の確実な利用のために、輸出先税関における事前教示制度等の利用も御検討ください。
- RCEP協定の原産地手続に関する締約国間の了解事項については、ガイドラインが公表されており、外務省HPに掲載されています（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.htm>）。



※画面の図は外務省HPから引用

- 具体的な輸入手続きについては各国税関当局のHP等をご覧ください。

日本税関では、EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に関する御相談を受け付けております。（53ページ参照）

**ステップ6
完了**

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

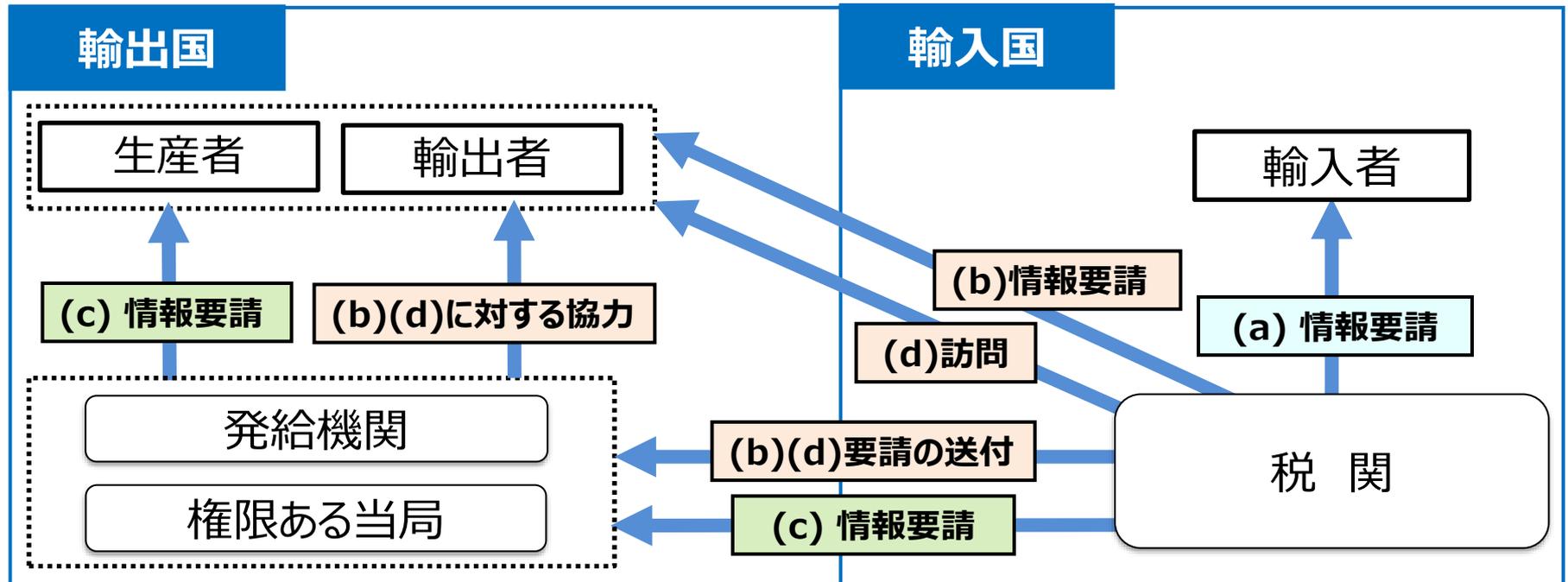
ステップ5. 輸出面での原産地手続（輸出者・生産者による自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

👉 ステップ7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

7 RCEP協定 輸出貨物に対する検証（事後確認）

- RCEP協定においては、輸入締約国の権限ある当局は、第3・24条に規定する以下の方法により、輸入された産品が原産品であるか否かを確認することが認められています。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入者による自己申告の場合、上記手段のうち(a)のみ実施可能。それ以外の制度においては、第三者証明制度であっても自己申告制度であっても手段は同じです。実施順については、(d)の訪問による確認は(c)の実施後にのみ実施するとされている以外、特段の規定はありません。



原産品であるかどうかについての確認に係る各締約国の連絡部局 (コンタクトポイント) について

- 第3・24条の注において、締約国は、自国の輸出産品に係る原産品であるかどうかの確認のための単一の連絡部局（コンタクトポイント）を指定できると規定されており、日本は政府内にコンタクトポイントを設置しています。
- 日本が輸出国として、相手国（輸入国）から輸出国検証の要請を受ける場合も、コンタクトポイントを通じて受理することとなっています。相手国が日本の輸出者・生産者に対して情報提供を要請する場合にも、コンタクトポイントへ要請の送付が行われることとなっており、その場合、利用された証明制度に応じ、以下の機関から輸出者・生産者の方に連絡いたします。
 - ◆ 第三者証明制度・認定輸出者制度利用の場合
日本商工会議所
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室
 - ◆ 輸出者・生産者による自己申告制度利用の場合
財務省関税局関税課原産地規則室

相手国から、上記機関を介さず直接情報提供要請の連絡があった場合は、利用された証明制度に応じ、各機関にご相談ください。

第三者証明制度・認定輸出者制度：経済産業省（原産地証明室）

輸出者・生産者による自己申告制度：財務省（原産地規則室）

ステップ7 完了



EPA原産地センターでは、EPAの**自己申告制度**を利用した**日本からの輸出**についての相談対応を行っています（メール、電話、対面、オンライン面談）

■ 相談内容

日豪協定、CPTPP、日EU協定、日英協定及びRCEP協定※¹に係る
自己申告制度を利用した輸出申告に係るもの

※¹ RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、豪州、ニュージーランドへの輸出のみとなります（2022年7月1日時点）。例えば、中国や韓国へ輸出する場合、自己申告制度はご利用いただけませんのでご注意ください。

第三者証明制度を利用した輸出に係るご相談については、輸出相談ページ（56ページ）に掲載しているリンク先をご利用ください。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

■ ご利用方法

以下の事項を記載し、次ページ記載のメールアドレスあてに送付ください。

- （1）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）
- （2）希望される対応方法（メール、電話、対面、オンライン面談※²）
- （3）相談内容と輸出する貨物の情報※³

※² オンライン面談では「Cisco Webex Meetings」を利用します。

※³ 輸出貨物の原産性判断に必要となりますので、可能な限り以下の内容も記載ください。

利用したい協定名／輸出貨物のHS番号／輸出貨物の生産に使用した材料の一覧

■ 担当

財務省税関 EPA原産地センター
住所：東京都港区海岸2-7-68
電話：03-3456-2171 (※)

(※) 電話での相談受付は承っておりませんので、
まずはメールでのご連絡をお願いいたします。

■ 相談受付メールアドレス

epa-roo-center2@customs.go.jp



■ HS番号のみのご相談の場合

ご相談の内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類（HS番号）についてのみの場合は、各税関の関税鑑査官部門にお問い合わせ下さい。

➤ 品目分類・関税率についてのお問い合わせ先（関税鑑査官）

税関HP：<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため、輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めする
場合もございます。



税関HP 自己申告制度を利用した日本からの輸出に係るページのご案内

- 輸出貨物に係る各EPAのご利用に際しては、税関HP 原産地規則ポータルを是非ご活用ください。
- 輸出相談のご案内のほか、よくあるご質問、輸出貨物に係るEPA利用の流れ、各関連リンクを掲載しています。



①原産地規則ポータル
トップページ⇒輸出相談



https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm

ご清聴ありがとうございました。

